

令和7年度 福岡市職員共済組合 報酬月額及び期末手当等に対する掛金率と負担金率

R7.4月

(単位:千分率)

区分		財源率														
		掛金(保険料)					負担金(事業主負担金)									
		長期給付		短期給付			保健事業	長期給付				短期給付			保健事業	子ども・子育て拠出金▲
組合員種別	厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	基礎年金	拠出金★	短期	介護	公的負担金★				
	1	一般組合員	91.5	7.5	50.4	8.0	1.0	91.5	7.5	0.0939	41.5	50.4	8.0	0.97	1.0	3.6
	2	短期組合員	—	—				—	—	—	—					—
	3	市長組合員	91.5	7.5				91.5	7.5	0.0939	41.5					3.6
	4	特定消防組合員	—	—				—	—	—	—	2.52	—	0.87	—	—
	5	長期組合員	91.5	7.5				91.5	7.5	0.0939	41.5					3.6
	6	後期高齢者等短期組合員	—	—				—	—	—	—					—
	7	市長長期組合員	91.5	7.5				91.5	7.5	0.0939	41.5					3.6
	8	継続長期組合員	—	—				—	—	—	—					—
	9	任意継続組合員	—	—	100.8	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【その他】長期給付に係る追加費用率(地方公共団体のみ負担)

追加費用は、4月1日現在の組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員)の掛金の標準となる標準報酬月額の12か月分に下表率を乗じて算出します。8~9月頃に請求予定です。

(単位:千分率)

厚生年金保険給付等	10.3
経過的長期給付	1.3

(注)

- (1)長期給付の厚生年金分については、70歳未満の組合員に適用されます。
- (2)短期給付の介護分については、40歳以上65歳未満の組合員が掛金・負担金の対象となります。
- (3)短期組合員(組合員種別2)の厚生年金保険料及び事業主負担金については、日本年金機構へ納付する必要があります(共済組合の適用外)。
- (4)長期組合員他(組合員の種別5~7)の短期給付のうち、短期、公的負担金分については育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分のみが掛金・負担金の対象となります。
- (5)基礎年金拠出金、公的負担金は地方公共団体のみ負担となります。
- (6)子ども・子育て拠出金は派遣先団体等及び職員団体のみ負担となります。
- (7)算定の基礎となる期末手当等の額は、千円未満を切り捨てます。

掛金及び負担金の標準となる期末手当等の最高限度額

区分	標準期末手当等の額
短期給付及び福祉事業	5,730,000円 (年度累計)
長期給付 (子ども・子育て拠出金含む)	1,500,000円

組合員の種別

1	一般組合員	2から9に掲げる組合員以外の組合員
2	短期組合員	短期給付及び福祉事業のみ適用される組合員
3	市長組合員	市長である組合員(5に規定する市長長期組合員を除く。)
4	特定消防組合員	消防司令以下の消防職員である組合員
5	長期組合員	後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者をいう。)である組合員等 ※主に、75歳以上の組合員及び65歳以上74歳以下で後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた組合員を指します。
6	後期高齢者等 短期組合員	2に規定する短期組合員のうち、5に規定する長期組合員の要件を満たした組合員
7	市長長期組合員	市長である長期組合員
8	継続長期組合員	特定法人等へ退職派遣となった職員で、長期給付のみ適用される組合員
9	任意継続組合員	退職の日の前日まで引き続き1年以上1から6に掲げる組合員であった方(引き続き組合員期間が1年と1日以上ある方)が、所定の手続きを完了することにより、退職後も共済組合の短期給付等が継続して適用される組合員